

宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）の概要

【第1章 行動計画の作成】

＜新型インフルエンザ等対策行動計画について＞

・新型インフルエンザ等対策特別措置法^{※1}（以下、「特措法」）の制定（H24）

※1：世界的な大流行や大きな健康被害に伴う社会的影響が懸念される新型インフルエンザ等に対し、感染症法とともに対策の強化を図るもの。

・特措法においては、2009年に発生した新型インフルエンザ（H1N1）への対応経験等を踏まえ、国・都道府県・市町村等に行動計画の作成を義務付けた。

＜本市における行動計画の作成について＞

・本市では、市民の健康を守り、安全安心を確保するため、H18に「宇都宮市新型インフルエンザ等対策行動計画」を任意計画として作成している。

・今回の改定では、従来の計画の内容を踏襲しつつ、特措法に基づく法定計画として、国や栃木県の行動計画の内容に整合し、病原性の高低などの様々な状況下で対応できる計画として改める。

・策定に当たっては、有識者からなる「宇都宮市健康危機管理専門委員会」や、市医師会、医療機関等の地域の関係者からなる「宇都宮市新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会（以下、「地域協議会」）からの意見を聴取し、実効性の高い計画とするもの。

＜対象疾病＞

◆新型インフルエンザ等

- └ 新型インフルエンザ等感染症 ─┬─ 新型インフルエンザ
- └──────────────────┬─ 再興型インフルエンザ（かつて大流行したもの）
- └──────────────────┬─ 新感染症（全国的・急速に蔓延するおそれのあるもの）

（注）「鳥インフルエンザ」は家畜伝染病対応として、本計画の対象から除く

※2：新型インフルエンザ等の発生時にその対策をする責務を有する機関

※3：医療機関や、社会・経済の安定に関する業務を担う事業者で、国に登録されたもの

※4：市長を本部長とする「宇都宮市新型インフルエンザ等対策本部」

※5：保健福祉部長を本部長とする「宇都宮市新型インフルエンザ等健康危機管理対策本部」

第1節 対策の目的・基本的戦略

（目的1）感染拡大の抑制、市民の生命・健康の保護

・感染を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制やワクチンを着実に確保
⇒適切な医療の提供により、重症者数・死亡者数を減らす

（目的2）市民生活・経済に及ぼす影響の最小化

・まん延防止策を推進して欠勤者を減らすとともに、事業継続計画の整備・実行を促す
⇒市民生活や経済活動の安定化を図る

第2節 基本方針

1 迅速かつ柔軟な対策

・新型インフルエンザのリスクは発生までは不明なため、国が発生時に示す方針や、流行状況、社会・経済状況等を総合的に勘案
⇒発生段階を5段階に分け、それぞれの段階ごとの具体的な行動を整理
⇒発生段階の移行は、国・県や地域協議会等の意見を踏まえ行う

2 社会全体が一丸となった対策

・発生時の影響は社会全体にわたるため、全ての主体が取り組む必要がある
⇒行政、医療機関、事業者、市民にわたり、役割を明示

3 複数の対策をバランスよく実施

・多面的な対策を様々な視点でバランスよく組合せて実施
⇒対策を6項目に分け、具体的な行動内容を提示

第3節 対策実施上の留意点

・人権への配慮や実効性等を総合的に判断し、実施内容を選択
・緊急時に円滑に対応できるよう、未発生時から関係機関と連携体制を構築
・より具体的な行動手順について、マニュアルを分野別に整備

※6：対策にあたる従事者を対象とした特定接種と、市民への住民接種がある。住民接種は、緊急事態宣言下に該当の地域において国の指示で行う臨時接種と、それ以外の地域の新臨時接種がある。

※7：帰国者や有症者への接触者を専門に診療する「帰国者・接触者外来」を設置する。（場所は非公表）

【第2章 対策の総合的推進】

第4節 新型インフルエンザ等による影響の想定

新型インフルエンザ等が発生した場合の影響を正確に予測することは政府行動計画にあるとおり「不可能である」が、国が「一つの例」として、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮せずに示したシナリオを、本市の人口規模（約51万人）に当てはめるとおおよそ次のとおり

・人口の25%がり患すると想定した場合、医療機関の受診者数は約5～10万人
・致命率が0.5%程度の中程度と想定する場合、入院患者数の上限は約2,100人で死亡者数の上限は約640人

第5節 各主体の役割分担

1 宇都宮市	医療提供体制の確保、相談対応、予防接種、患者搬送、火葬体制の確保、要援護者の支援 等
2 医療機関	院内感染対策・診療継続計画の整備⇒患者の受入れ
3 指定（地方）公共機関 ^{※2}	業務計画の整備⇒新型インフルエンザ等対策の実施
4 登録事業者 ^{※3}	事業継続計画等の整備⇒新型インフルエンザ等対策の実施
5 一般の事業者	職場における感染拡大防止策の実施、一部事業の縮小
6 市民	個人レベルの感染対策の実施、生活必需品の備蓄

第6節 本市行動計画の主要6項目

1 実施体制	市対策本部 ^{※4} は政府対策本部と同時期に設置 未発生時は、健康危機管理対策本部 ^{※5} を設置
2 サーベイランス・情報収集	患者の発生状況を把握し、医療現場に還元
3 情報提供・共有	相談窓口の設置、県と連携した情報提供の実施
4 予防・まん延防止	感染対策の周知、予防接種 ^{※6} の実施等
5 医療	専用外来 ^{※7} 設置、患者の搬送、ウイルス検査の実施等
6 市民生活・経済の安定確保	生活支援、埋火葬強化、物資の適正流通 等

【第3章 各発生段階における対策（実施内容）】 凡例：項目欄における「保」は「保健所設置市」の役割、「市」は「市（基礎自治体）」の役割、先頭「緊」のマークは、緊急事態宣言発令時のみ実施のもの、「宇」のマークは、宇都宮市独自で実施するもの

項目	段階	段階1 未発生期（新型インフルエンザ等が発生していない段階）	段階2 海外発生期（海外で患者等が報告され国内での発生が危惧される段階）	段階3 発生早期（国内・県内）（近隣の都県や県内で患者が発生し始めた段階）	段階4 県内感染期（県内・市内で患者が多数発生し、全数把握ができなくなった段階）	段階5 小康期（患者の発生が減少し、流行が低い水準にとどまっている段階）
1 実施体制	対策本部	市 宇 健康危機管理対策本部設置（常設）	・ 宇 国・県対策本部と同時に市対策本部の設置 ・ 県や地域協議会等と連携した対策の開始	緊 市対策本部の特措法及び条例に基づく体制への移行	緊 市で対応困難になった場合の広域応援の要請	・ 国・県対策本部と同時に市対策本部を廃止 ・ 緊急事態措置の中止
	季節性（通常）インフルエンザサーベイランス	保 指定届出（医療）機関における患者の動向監視				
2 サーベイランス・情報収集	新型インフルエンザ等サーベイランス	保 新型インフルエンザ等の関連情報収集				
	学校サーベイランス	保 保育所（幼稚園）・小・中・高校の欠席者や臨時休業等の状況把握	調査対象施設を大学・短大まで拡大して把握	拡大を中止、通常体制に復旧		再流行（第二波）に備えて大学・短大の状況把握を再開
	市 上記欠席者等の調査実施					
3 情報提供・共有	相談体制					
	市 保健と福祉の相談窓口にて実施					
情報提供・共有	保 市民への情報提供の実施、各主体との情報共有・連携体制の構築・実施（宇 高齢者・外国人等の情報の行き届きにくい人への配慮）					
4 予防・まん延防止	水際（入国者）対策等	保 入国者への健康調査体制の整備	発生国等からの入国者の健康調査実施、海外渡航者への注意喚起の実施			
	まん延防止対策	保 患者・接触者に対する調査（健康観察）等の実施準備	・ 患者・接触者への対応を実施			
		市 マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の基本的な感染対策の普及	・ 市民・事業者・福祉施設等に対してマスク着用等の感染対策の実施を周知	・ 市民・事業者・福祉施設等に対してマスク着用等の感染対策の実施を強く勧奨		
	特定接種	市 特定接種 ^{※6} の実施体制の整備	国の方針に基づき、対象となる市職員への特定接種の実施	※特定接種は、対策に従事する職員に対し事前に接種するため、国内発生早期までの接種を基本とする。		
住民接種	市 ・ 市民への予防接種体制の整備 ・ 予防接種に係る広域連携の確認	・ 市民への集団予防接種の準備開始 ・ 予防接種の優先順位等の市民への周知	・ 市民への新臨時接種 ^{※6} 及び緊 臨時接種 ^{※6} の実施 ・ 予防接種の優先順位等の市民への周知			
5 医療	診療	保 ・ 帰国者・接触者外来の整備 ・ 入院医療機関の確保	・ 帰国者等の有症者の県窓口（帰国者接触者相談センター）への案内 ・ 帰国者・接触者外来での診療（要請～実施） ・ 入院受入の要請、有症者の入院措置			
	搬送	保 患者の搬送体制の整備	患者の搬送の準備	患者の搬送	通常体制に復旧	
	ウイルス検査	保 ウイルス検査体制の整備	疑い患者（帰国者・接触者等）の検査開始	全ての患者への検査の実施	重症者に限定して検査実施	
6 市民生活・経済の安定確保	要援護者支援	市 要援護者への支援手続きの検討				
	埋火葬対策	市 まん延時の火葬体制の検討	まん延時の火葬体制の決定・準備			
	物資の適正流通	市 通常の流通体制				
			・ 生活物資の買占め・売惜しみ対応（市民や事業者への呼びかけ）の実施			
			緊 生活物資の価格安定措置（調査・監視、事業者等への便乗値上げ防止の要請等）の実施、市民相談対応			
						通常体制に復旧